

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長  
(札幌交通圏、新潟交通圏、大阪市域交通圏、広島交通圏、福岡交通圏、  
大分市、鹿児島市)に係る審議(第1回)

1. 日 時

平成31年1月24日(木) 10時30分~11時40分

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

< 委 員 >

原田尚志(会長)、牧満(会長代理)

河野康子、根本敏則、山田攝子、和田貴志

< 国土交通省 >

自動車局：金指旅客課長ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 奈良調査官、北村

4. 議事概要

自動車局が一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定の期限の延長(札幌交通圏、新潟交通圏、大阪市域交通圏、広島交通圏、福岡交通圏、大分市、鹿児島市)の概要等について説明した。

運輸審議会委員からは、

指定の延長を行う場合であっても、地域計画や事業者計画を作り直すことを想定していないのはなぜか。

指定の延長は1回までであるという認識を強く持ってもらい、取組を推進させなければならない。

平成28年度の輸送実績等が指定基準に該当しなかったのは、燃料費が安かったことが一因だと思うが、今後も外的要因に左右されてしまうのではないか。

地域事業者全体で、新しいサービスを取り入れ、日車営収・実働実車率を高める取組を行う必要がある。

等についての意見・質問があった。

これに対し、自動車局からは、

延長するにあたっては、具体的な義務付けは予定されていない。今回については、計画の実行期間が短いため、まずは計画の内容をやり遂げることが必要。

改めて徹底したい。

去年は、計画の実行段階ではなく、燃料費という外部要因もあった。しかし、今年は、計画を実行に移し始めている段階なので、それぞれの取組に照らして要因分析が出来ると考えている。

然り。京浜交通圏など好事例に学ぶ必要がある。

等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。